

情報開示書面

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について

UP GARAGE

タイヤ流通センター

作成日

2023年7月

株式会社アップガレージグループ

フランチャイズ契約のご案内

株式会社アップガレージグループ

〒227-0063

住所 神奈川県横浜市青葉区榎が丘 7-22

担当部門 店舗開発部

TEL (045) 989-2345

FAX (045) 989-2355

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、経済産業省の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下小振法という）及び中小小売商業振興法規則（以下施行規則という）並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について（以下フランチャイズガイドラインという）、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限り他の資料を多読し、第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

この案内は2023年7月31日に作成されたものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂く必要があります。

タイヤ流通センターへの加盟を希望される方へ

～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。
ございます。

当社はアップガレージチェーン「タイヤ流通センター」の名のもとに既存ビジネスに併設できる
タイヤ販売チェーン店のフランチャイズシステムを展開しております。

当チェーンの店舗は、リユース業及び小売業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノ
ウハウ、運営システム、イメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発
展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、
お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じサービスを受け
られることが必要です。

これを実現するため、タイヤ流通センターの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で
定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初からタイヤ流通センターとは異
なる独自の経営手法を重視され、タイヤ流通センターのノウハウ、システム、イメージなどにとら
われない経営を希望される方には、タイヤ流通センターへの加盟をお勧めできません。

当社のタイヤ流通センターチェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっていま
す。当社はノウハウ、ソフトの開発等システムの整備に多額の投資を行い、データ管理、店舗指導、
物流など、ご加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出し
ています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、夫々の役割を忠実、且つ積極的に果たすことがタイヤ流通セ
ンター店舗の経営成功の鍵なのです。

タイヤ流通センター店舗の経営をされるご加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社
の経営努力はご加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、ご加盟店と当社は共存共栄の関
係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

目 次

項 目	頁 数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	1		
タイヤ流通センターへの加盟を希望される方へ	2		
第Ⅰ部 株式会社アップガレージグループとシステムについて	5		
1. わが社の経営理念			
2. 本部の概要	6	規則第10条第2号	
社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業 の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本 部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	7	“ 第10条第5号 “ 第10条第1号 “ 第10条第3号	
3. 会社組織図	8		
4. 役員一覧	8	規則第10条第1号	
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	9	規則第10条4号	
6. 売上・出店状況(直近3事業年度加盟店数の推移)	10	規則第10条6号, 11条6号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項			
・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した 加盟者の店舗数	11	規則第11条第6号ロ “ 第11条第6号ハ “ 第11条第6号ニ	
・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る 店舗数			
・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る 加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者 の店舗数			
8. 訴訟件数	11	“ 第10条第7号	
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点			
1. 契約の名称等	12		
2. 売上・収益予測についての説明	12		2-(2)- 1, 2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項			
① 金銭の額または算定方法、② 性質、 ③ お支払の時期、④ お支払いの方法、 ⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件	12	法11条1号, 規則11条1号イ～ホ	2-(2)-7③
4. オープンアカウント等の送金	13	規則第10条13号	3-(1)-4②
5. オープンアカウント等の与信利率	13	規則第10条14号・15号	2-(2)-7⑤
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項			
① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 ② 商品等の供給条件、③ 配送日・時間・回数に関する事項、 ④ 仕入先の推奨制度、⑤ 発注方法、 ⑥ 売買代金の決済方法、⑦ 返品、 ⑧ 在庫管理等、⑨ 販売方法及び販売価格について ⑩ 許認可を要する商品の販売について	13	法11条2号, 規則11条2号イ、ロ	2-(2)-7① 3-(1)-7 3-(3)
7. 経営の指導に関する事項	14	法11条3号、規則11条3号イ～ハ	2-(2)-ア②
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	14	法11条4号、規則11条4号イ、ロ	

項目	頁 数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ① 契約期間、② 契約の更新の条件および手続き ③ 契約解除の条件および手続き ④ 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	15	法 11 条 5 号, 規則 11 条 5 号イ～ニ	2-(2)ア⑦イ 2-(3)-④ 3-(1)-イ-④
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ① 金銭の額又は算定方法 ② その他徴収する金銭 ③ 支払い時期及び方法	16	規則 10 条 12 号, 11 条 7 号イ～ニ	2-(2)-ア④
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	17	" 第 10 条 第 8 号	
12. テリトリー権の有無	17	" 第 10 条 第 9 号	2-(2)-ア⑧
13. 競業禁止義務の有無	17	" 第 10 条 第 10 号	3-(1)-ア
14. 守秘義務の有無	17	" 第 10 条 第 11 号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	17	" 第 10 条 第 16 号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する 事項等	17	" 第 10 条 第 17 号	
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	17		2-(2)-ア⑥
18. 加盟に伴う保険料金の負担	17		
19. 古物商許可の取得義務	17		
後記 1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書	18		

第 I 部 株式会社アップガレージグループとシステムについて

1. わが社の経営理念

1999年に会社を設立した当初、中古カー用品という市場は現在のように確立されていない状況でした。当時この業態は、ごく限られたマニア層に知られてはいるものの、価格や販売方法等不透明な部分も多く、決して一般の車好きなユーザーがカーライフを楽しむためのものではありませんでした。その上、商品は年々モデルチェンジされ高性能・高額化し、未だ使用できるものが不用品として破棄されてゆく。

カー用品をもっと身近に…もっと楽しみやすく…。不用なものを買取り（下取り）に出して気軽に買い換え、また、それらリユース品を安価で購入する事ができればカーライフを楽しむユーザーの裾野は更に広がり、併せて地球資源の保護につながる。そのような思いからこの事業に着手致しました。

幸いにも多くのお客様からご支持を頂き、現在では日本全国に多店舗展開するまでに至り、社名の由来でもある「カー用品のリユースを通じてお客様のカーライフのステージUPに貢献する」ことが、形になりつつあると実感しております。

今後我々は、現在展開している業態の確固たる地盤固めを進めると同時に、新しい業界の業態開発にも着手し、リユース業界及び自動車関連業界の発展に貢献すべく取り組んでまいります。

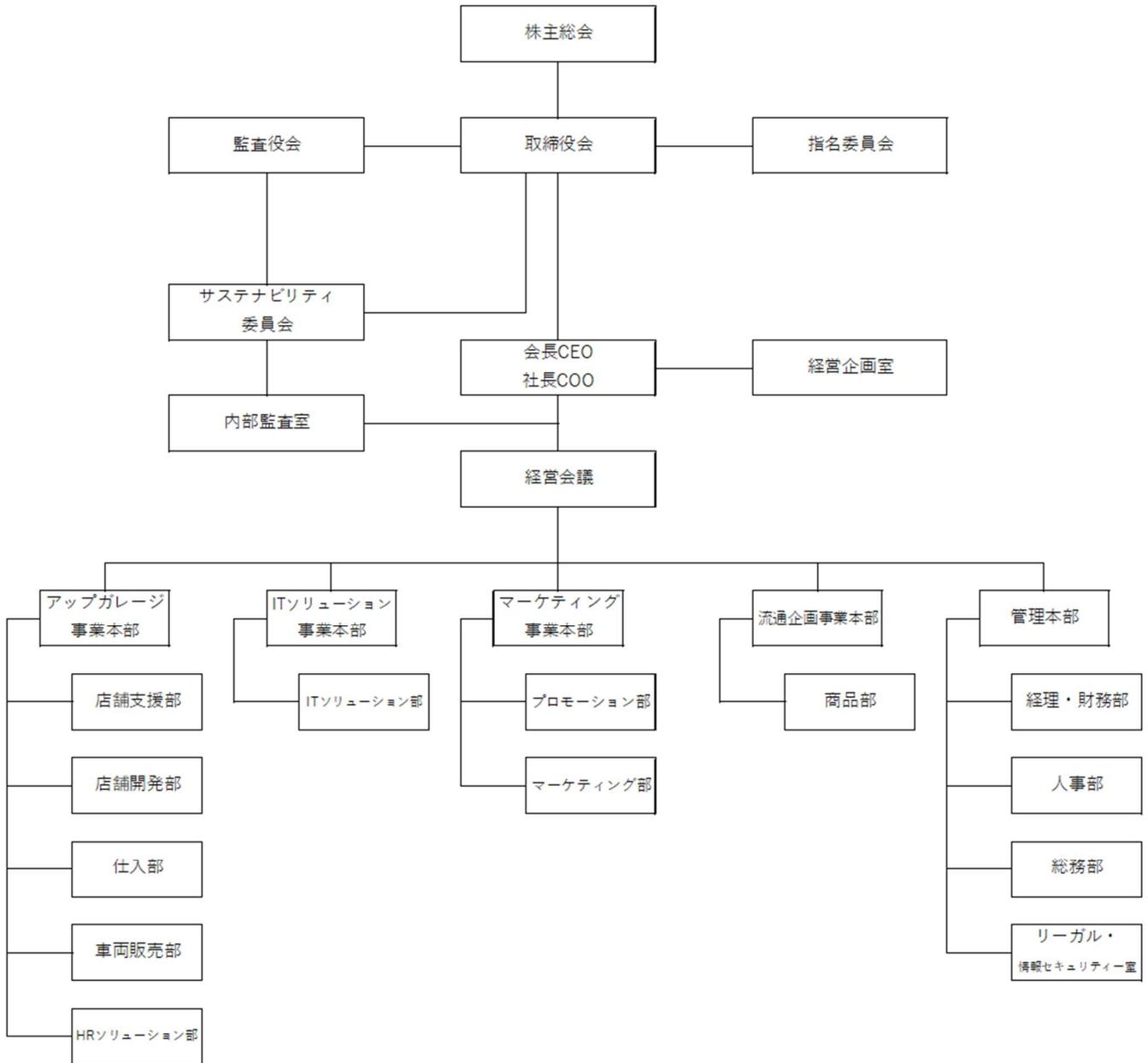
2. 本部の概要

- (1) 社 名 株式会社アップガレージグループ
- (2) 本社所在地 〒227-0063
住所 神奈川県横浜市青葉区榎が丘7-22
TEL (045) 989-2345
FAX (045) 989-2355
URL <http://www.upgarage-g.co.jp>
- 登記簿住所 〒227-0063
住所 神奈川県横浜市青葉区榎が丘7-22
- (3) 資本金 519,760千円
- (4) 設 立 1999年 4月
- (5) 事業内容 カー&バイク用品(アフターパーツ) 売買取引店店舗展開
カー&バイク用品FC本部
システムソリューションサービス
自動車関連新規事業企画、立案
前各号に付帯するサービス、業務
- (6) 事業の開始 1999年 4月
- (7) 主要株主 株式会社E&E
- (8) 主要取引銀行 三井住友銀行 みずほ銀行 三菱東京UFJ銀行 りそな銀行 横浜銀行
- (9) 従業員数 331名(アルバイト 128名)
- (10) 本部の子会社の名称及び事業の種類等 UPGARAGE USA CO, LTD
- (11) 所属団体 日本フランチャイズチェーン協会
日本リユース業協会
新経済連盟

【沿革】	
1999年4月	(株)オートフリークの中古カー用品販売部門が独立する形で、(株)アップガレージを東京都町田市鶴間に設立。東京都町田市に1号店「アップガレージ町田店」を出店
2000年11月	新業態として中古2輪パーツ専門店「アップガレージ ライダース」を開始
2002年12月	「アップガレージ」直営・FC店舗数が50店舗達成
2004年3月	(株)アップガレージ 東京証券取引所マザーズ市場に上場
2005年6月	新業態として中古タイヤ・ホイール専門店「アップガレージ ホイールズ」を開始
2010年3月	本社を横浜市青葉区に移転
2010年6月	新品タイヤ専門店ブランド「東京タイヤ流通センター（現 タイヤ流通センター）」を開始
2012年11月	「東京タイヤ流通センター（現 タイヤ流通センター）」加盟店が50店舗
2013年9月	モール型ECサイト「Crooober. com（クルーバードットコム）」を開始
2014年2月	「東京タイヤ流通センター（現 タイヤ流通センター）」加盟店が100店達成
2017年7月	新業態として車両買取事業「パーツまるごとクルマ&バイク買取団」を開始
2018年10月	新業態として中古工具専門店「ワークガレージ（現 アップガレージ ツールズ）」を開始
2019年6月	自動車業界に特化した人材紹介サービス「BoonBoonJob」を開始
2019年10月	「アップガレージ」直営・FC店舗数が200店舗達成
2020年2月	「東京タイヤ流通センター（現 タイヤ流通センター）」加盟店が150店舗達成
2021年12月	東京証券取引所 JASDAQ（現 スタンダード市場）に株式を上場
2022年3月	新業態として中古自転車専門店「アップガレージ サイクルズ」を開始
2023年3月	新業態として中古カスタムカー販売専門店「アップガレージ カーズ」を開始
2023年4月	組織再編及び商号変更により、(株)アップガレージグループとなる

3. 組織図変更

アップガレージグループ組織図(2023年4月1日付)



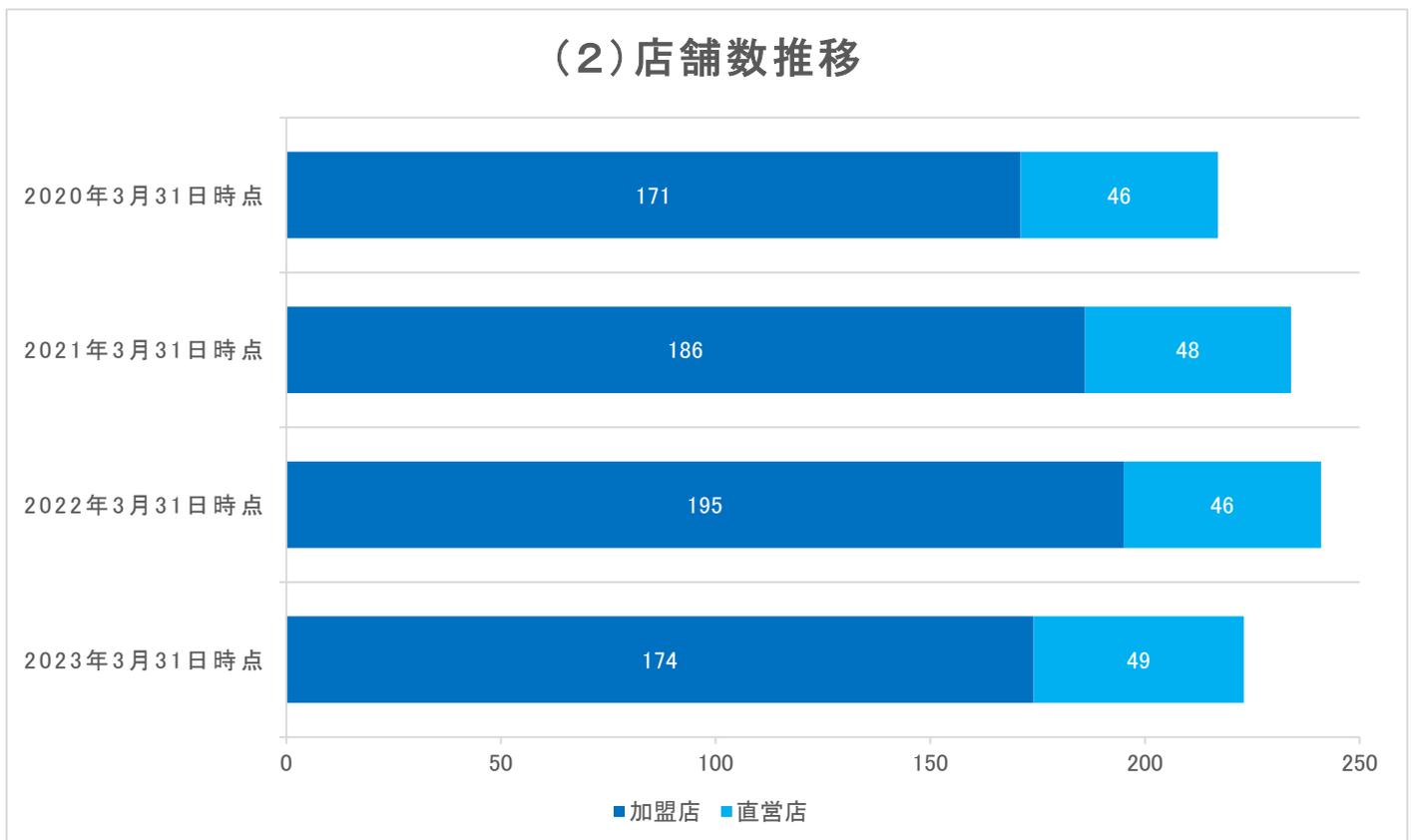
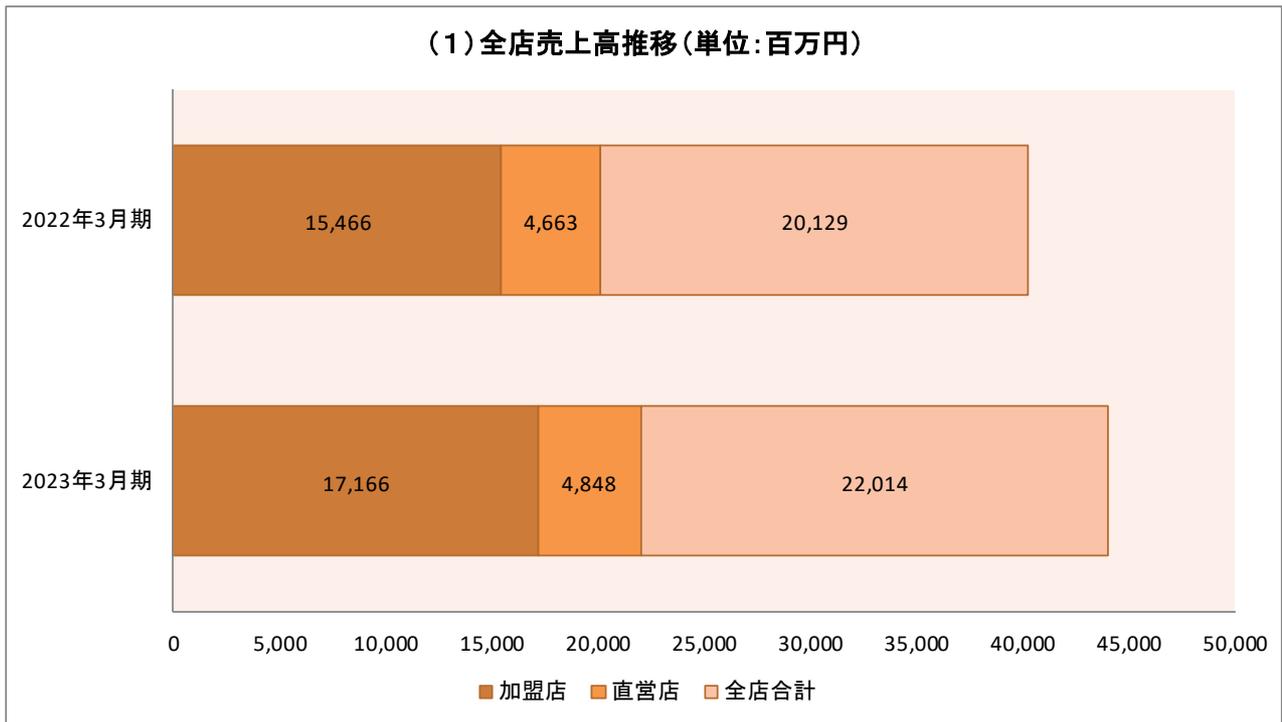
4. 役員一覧

代表取締役会長	石	田	誠
代表取締役社長	河	野	映彦
取締役	福	島	泰三
取締役	佐	藤	麻子
取締役	太	田	彩子
監査役	青	木	尚
監査役	鳥	山	秀弘
監査役	高	橋	知久

5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書変更

貸借対照表の要約				(単位:千円)
資産の部		2021年3月31日現在	2022年3月31日現在	2023年3月31日現在
流動資産		1,385,765	1,483,685	1,785,520
固定資産		1,444,246	1,610,304	1,726,968
	有形固定資産	686,346	736,509	752,401
	無形固定資産	134,593	285,807	392,002
	投資等	623,307	587,987	582,565
合計		2,830,012	3,093,990	3,512,488
負債及び資本の部		2021年3月31日現在	2022年3月31日現在	2023年3月31日現在
流動負債		1,158,062	1,030,308	1,200,581
固定負債		323,934	366,520	381,421
	長期借入	0	0	
	その他	323,934	366,520	381,421
負債合計		1,481,997	1,396,829	1,582,003
資本金		100,000	100,000	100,000
資本剰余金		287,225	287,225	287,225
利益剰余金		958,697	1,307,018	1,540,326
株主資本合計		1,345,922	1,694,243	1,927,551
評価換算差額		2,092	2,916	2,933
純資産合計		1,348,014	1,697,160	1,930,485
負債純資産合計		2,830,012	3,093,990	3,512,488
損益計算書の要約				(単位:千円)
科目		自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上高		6,020,547	6,422,873	6,885,651
売上原価		2,462,164	2,575,101	2,756,681
	売上総利益	3,558,382	3,847,772	4,128,970
販売費及び一般管理費		3,220,831	3,270,044	3,486,955
	営業利益	337,551	577,728	642,014
営業外収益		26,368	25,036	29,369
営業外費用		18,247	16,977	47,072
	経常利益	345,672	585,786	624,310
特別利益		63	22	2,691
特別損失		24,936	2,094	2,678
税引前純利益		320,798	583,715	624,322
法人税等		147,660	215,018	232,086
法人税等調整額		-40,990	25,609	8,928
当期純利益		214,129	343,087	383,308

6. 売上・出店状況：加盟店・直営店別変更



7. 加盟者の店舗に関する事項変更

・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2020年度	12
2021年度	2
2022年度	14

・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2020年度	0
2021年度	0
2022年度	0

・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2020年度	153	0
2021年度	155	0
2022年度	169	0

8. 訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年度	加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2018年度	0	0
2019年度	0	0
2020年度	0	0
2021年度	0	0
2022年度	0	0

第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等

タイヤ流通センターフランチャイズ契約（書）およびその付属覚書
（業態内容：専門性に特化したカー用品・新品タイヤの販売）

2. 売上・収益予測についての説明

売上高および収益の予測を提示
（根拠は物件、商圈の実地調査、過去の実績等を計算した合理的なもの）

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

① 金銭の額または算定方法

(1) 加盟	0万円
(2) 保証金	0万円
(3) ロイヤリティ	5万円
(4) 販促品（チラシ・のぼり等）	14万円

② 性質

- (1) ロイヤリティー
- (2) 下記費用及び対価
 - ・ 契約時開示する一切のノウハウ公開料
 - ・ オープン前研修費
 - ・ 臨店支援費用

③ お支払いの時期

本契約締結時

④ お支払いの方法

当社指定の金融機関に振込み

4. オープンアカウント、売上金等の送金

該当なし

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

該当なし

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

① 加盟者に販売又はあっせんする商品の種類

- ・ 新品カー用品等商品
- ・ 店舗用備品、消耗品類

- ・ 広告用チラシおよび販促用資材
- ・ その他店舗に関する物品等

② 商品等の供給条件

該当なし

③ 配送日・時間・回数に関する事項

該当なし

④ 仕入先の推奨制度

該当なし

⑤ 発注方法

該当なし

⑥ 売買代金の決済方法

毎月末日締め翌月15日払い、本部の指定する銀行口座に振込にて支払い
(当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日)

⑦ 返品

該当なし

⑧ 在庫管理等

該当なし

⑨ 販売方法及び販売価格について

タイヤ流通センターフランチャイズチェーンのイメージを維持するため、本部が定めた基準での商品価格及び販売方法で商品等を販売するものとする。

⑩ 許認可を要する商品の販売について

該当なし

7. 経営の指導に関する事項

- ① 加盟に際しての研修等実施の有無
実施している
- ② 加盟に際し行われる研修の内容
実施期間：1日
場 所：加盟店舗
内 容：商品知識、システム操作、売場作り
接客、経営理念、店舗運営に関する講義および実技指導。
費 用：なし
- ③ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数
・担当スーパーバイザーが臨店して店舗運営についての各種報告、個別指導を必要時に実施。

8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

- ① 当該使用させる商標、商号その他の表示



- ③ 当該表示の使用についての条件
タイヤ流通センターフランチャイズチェーンの経営を目的とすること以外に使用できない。また、本契約における店舗所在地以外での使用はできない。
加盟店が単独で行う宣伝、看板等、本部の提供以外に使用する場合は、所定書式に基づき、本部の承認を得なければならない。
本契約が終了したときは、直ちにこれらの使用を中止し、車両、造作物等に表示された全ての商標等を抹消しなければならない。

9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

① 契約期間

契約締結日より3年間

② 契約の更新の要件および手続き

契約満了日より6ヶ月前までに、本部及び加盟店のいずれかより、相手方に対し書面による更新拒絶の申し入れがない場合、本契約は期間満了後1年間延長され、以後同様に1年ごとに自動延長。

③ 契約解除の条件および手続き

・加盟者は、契約期間中において、3ヶ月の予告期間を設けて書面により契約解約の申し入れをすることができる。

・本部は、加盟者に、本契約に反する行為があった場合、そのことの中止または是正を求め、その行為が30日以内に改められない場合は、本契約を解除することができる。

・加盟者に次のような事態が生じた場合、本部は催告なしに、直ちに本契約を解除することができる。

a. 本契約に違反した場合

b. 取引先との契約に違反した場合

c. 契約店舗の売上額に関して虚偽の申告を行った場合

d. タイヤ流通センター運営ノウハウ類を含む本部の指示を適切に履行していない場合

e. 株主、代表者若しくは店舗責任者に変更があり、又は合併等が行われたことにより、タイヤ流通センター又は契約店舗の運営に支障をきたすと本部が判断した場合

f. 他のタイヤ流通センターの店舗の事業若しくはタイヤ流通センター全体の事業を妨げ、又は妨げようとする行為があった場合

④ 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等

・契約解除時に「タイヤ流通センター」の商標等のすべての使用を直ちに中止し、マニュアル等本部から貸与を受けた物の一切を本部へ返還する。

・契約解除の原因となった行為によって本部が被った損害金については、賠償金を請求することができる。

・契約解除もしくは期間が満了したときは、加盟者は7日以内に本部に対する一切の債務を完済しなければならない。

・契約終了後「タイヤ流通センター」の商標を使用した場合、また契約条項に違反した場合は、違約金として50万円、もしくは本部の被った被害がこれを超える場合は、その金額を支払う。

・本契約終了後1年間はタイヤ流通センターチェーンと類似した事業に従事しないこと。

・本契約に基づき、本部から開示を受けた機密事項等に関しては本契約終了後も第三者に開示しないこと。

10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

① お支払いいただく金銭の額または算定方法

(1) ロイヤリティー/広告宣伝費 5万円

② 金銭の性質

(1) 下記費用及び対価

- a. 本部が継続的に行う指導、援助等（臨店指導）
- b. 新たに開発された商品、販売ノウハウ等の提供
- c. 新たに開発されたオペレーション技術に関するノウハウ及び情報の提供
- d. 経営データ分析レポート提出

(2) 本部にて企画、実施する広告宣伝費用

(3) システム更新料及び維持管理費用

③ 支払い時期及び方法

毎月末日締め翌月15日払い、本部の指定する銀行口座に振込にて支払い
（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）

1 1. 店舗の営業時間・営業日・休業日

別途覚書により定める

1 2. テリトリー権の有無

該当無し

1 3. 競業禁止義務の有無

同業の兼業、同業他社への加盟は禁止。

1 4. 守秘義務の有無

タイヤ流通センターフランチャイズチェーンシステム及び本部の機密事項等一切について第三者に開示してはならない

1 5. 店舗の構造と内外装についての特別義務

店舗の構造、内外装（色・デザイン）、ディスプレイ、看板、設備、器具、什器・備品は、本部の定めた規格に従って、本部の指定業者に工事を依頼するものとする。また、本部の了承のもと、加盟者が本部の指定業者以外の業者に工事を依頼する場合においても、本部の監理のもと、全て本部の定めた規格に従って工事するものとする。

1 6. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

本部または加盟者が、本契約の各条項のいずれかに違反した場合には、相手方の被った損害について、これを賠償しなければならない。

1 7. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

加盟者が本事業によって利益を受け、また損失を被ることへの本部の加盟店に対する補償はない。

1 8. 加盟に伴う保険料金の負担

営業活動上生ずる不測の事故や災害に備えて、保険会社との間に、加盟者の負担において本契約期間中保険契約を締結する。

1 9. 古物商許可の取得義務

国家公安委員会宛（所轄警察署保安係経由）に古物商許可の申請をし、許可証を受理しなければならない。

後記 1. 「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項目	頁数	確認年月日	確認印	
			説明者	加盟希望者
フランチャイズ契約のご案内	1			
タイヤ流通センターへの加盟を希望される方へ	2			
第 I 部 アップガレージグループとシステムについて	5			
1. わが社の経営理念				
2. 本部の概要				
社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	6 7			
3. 会社組織図	8			
4. 役員の役職名及び氏名	8			
5. 直近 3 事業年度の貸借対照表および損益計算書	9			
6. 売上・出店状況（直近 3 事業年度加盟店数の推移）	10			
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	11			
8. 訴訟の件数	11			
第 II 部 フランチャイズ契約の要点	12			
1. 契約の名称等	12			
2. 売上・収益予測についての説明	12			
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法、② 性質、 ③ お支払いの時期、④ お支払いの方法、 ⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件	12			
4. オープンアカウント等の送金	13			
5. オープンアカウント等の与信利率	13			
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 ② 商品等の供給条件、③ 配送日・時間・回数に関する事項、 ④ 仕入先の推奨制度、⑤ 発注方法、 ⑥ 売買代金の決裁方法、⑦ 返品、 ⑧ 在庫管理等、⑨ 販売方法 ⑩ 商品の販売価格について ⑪ 許認可を要する商品の販売について	13			
7. 経営の指導に関する事項	14			
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	14			
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項	15			
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ① ロイヤルティ、② その他徴収する金銭があれば記入	16			
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	17			

12. テリトリー権の有無	17			
13. 競業禁止義務の有無	17			
14. 守秘義務の有無	17			
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	17			
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	17			
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	17			
18. 加盟に伴う保険料金の負担	17			
19. 古物商許可の取得義務	17			
項 目	頁 数	確 認 年月日	確 認 印	
			説明者	加盟 希望者
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」	18			
説明確認書	19			

年 月 日

説明者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、
加盟希望者_____の理解をいただきました。

説 明 者_____印

加盟希望者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について
説明者_____より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名_____印